

京都市告示第 3 号

昭和49年3月22日付け京都市告示第266号（京都市区長の公印）
の一部を次のように改正します。

平成20年4月1日

京都市長 門川大作

第3項を次のように改めます。

3 用途

- (1) 住民基本台帳法に基づく転入通知書、戸籍の附票記載事項通知書及び
住民票コード通知書（一斉通知に限る。）
- (2) 就学通知書
- (3) 市民税・府民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納税通知
書及び督促状
- (4) 市民税・府民税及び固定資産税・都市計画税の税額変更通知書
- (5) 固定資産の価格等の決定通知書及び決定・修正通知書
- (6) 長期営農継続農地に係る固定資産税・都市計画税の徴収猶予承認・不
承認通知書及び保全確認通知書
- (7) 軽自動車税の納税証明書
- (8) 国民健康保険料の納入・変更通知書、納付書、督促状及び還付充当通
知書
- (9) 国民健康保険医療費通知書
- (10) 国民年金保険料払込通知書
- (11) 介護保険特定標準負担額減額、利用者負担額減額・免除決定通知書
- (12) 介護保険料の納入・変更通知書、特別徴収開始・停止通知書、督促状
及び過誤納金還付・充当・返戻通知書

(13) 後期高齢者医療保険料の仮徴収開始通知書，納入（変更）通知書兼
特別徴収開始（停止）通知書，督促状及び過誤納金の還付，充当及び返
戻通知書

（総務局総務部文書課）